



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
3月31日
号外(1)
月曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) 1
- ※滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 3
- ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 3
- ※滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 4
- ※滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 4

○ 訓 令

- ※行幸啓室設置規程の一部改正 (人事課) 5
- ※滋賀県副知事の担当事務に関する規程の一部改正 (人事課) 5
- ※滋賀県事務決裁規程の一部改正 (人事課) 5
- ※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正 (人事課) 6

○ 告 示

- ※公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定の一部改正 (人事課) 6

規 則

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第16号

滋賀県行政組織規則の一部を改正する規則

滋賀県行政組織規則(昭和51年滋賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総合企画部の款企画調整課の項中「、企画第三係」を削り、同表琵琶湖環境部の款循環社会推進課の項中「資源循環推進係」を「サーキュラーエコノミー推進係」に改め、同表健康医療福祉部の款健康福祉政策課の項中「、医療福祉拠点整備係」を削り、同款医療政策課の項中「医療人材確保係」を「医師確保係、看護職確保係」に改め、同款障害福祉課の項中「共生推進・障害認定係、企画・指導係、精神保健福祉係」を「企画・共生推進係、事業所指導・人材確保係、精神保健・障害認定係」に改め、同表子ども若者部の款子ども若者政策・私学振興課の項中「、企画調整係」を削り、同表商工観光労働部の款イノベーション推進課の項中「モノづくり支援係」を「モノづくり・地場産業振興係」に改め、同表土木交通部の款技術管理課の項中「技術管理・支援係」を「技術管理係」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---------|-------------------|
| 用地事業支援課 | 土地行政係、用地支援係、技術支援係 |
|---------|-------------------|

第4条第1項の表土木交通部の款都市計画課の項中「街路・区画整理係」を「市街地係」に改め、同款住宅課の項中「公営住宅管理係、公営住宅営繕係」を「公営住宅係」に、「宅地係」を「宅地盛土係」に改め、同款建築課の項中「設備係」を「電気設備係、機械設備係」に改め、同条第2項の表防災危機管理局の款防災対策室の項中「防災対策係」を「防災企画係、災害対策係」に改め、同表監理課の款を削り、同表建築課の款建築指導室の項中「住まいの安全対策係」を「建築安全係」に改め、同表流域政策局の款広域河川政策室の項を次のように改める。

| | |
|-------|---------------------|
| 河港管理室 | 総務経理係、行政第一係、行政第二係 |
| 河港事業室 | 広域河川政策係、河川環境係、河川改修係 |

第4条第2項の表流域政策局の款流域治水政策室の項中「防災係」を「水防・防災係」に改め、同款河川・港湾室

の項を削り、同款水源地域対策室の項中「事業・ダム管理係」を「ダム係」に改める。

第6条の表総合企画部の部企画調整課の款中第15号および第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、同部県民活動生活課の款中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第42号までを1号ずつ繰り上げ、同表総務部の部総務課の款中第21号を削り、第22号を第21号とし、同表子ども若者部の部子ども若者政策・私学振興課の款第3号を次のように改める。

- (3) 滋賀県子ども基本条例に関すること（滋賀県子どもの権利委員会および子ども・子育て応援センターに関することを除く。）。

第6条の表子ども若者部の部子どもの育ち学び支援課の款中第6号を削り、第7号を第6号とし、同款に次の1号を加える。

- (7) いじめ再調査委員会に関すること。

第6条の表土木交通部の部監理課の款用地対策室の項を削り、同部技術管理課の款第6号中「（建築および設備に係る事項を除く。）」を削り、同款第13号を削り、同款の次に次のように加える。

| | |
|---------|---|
| 用地事業支援課 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関すること。 (2) 公共事業（他の部の所掌に属するものを除く。）の施行に伴う損失補償基準に関すること。 (3) 土地収用法に基づく事業認定に関すること。 (4) 土地収用事業認定審議会に関すること。 (5) 国直轄事業等の用地取得に関すること。 (6) 土木公共用地等の取得委託に係る連絡調整に関すること。 (7) 測量法の施行に関すること。 (8) 国土交通省所管国有財産の管理および処分に関すること（法定外公共用財産に係るものに限る。）。 (9) 廃川敷地および廃道敷地の管理および処分に関すること。 (10) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業に係る要件該当性の確認に関すること。 (11) 国土調査法に関すること。 (12) 土地その他物件の取得および使用に伴う損失の補償に関すること。 (13) 用地の登記に関すること。 (14) 土地収用法の規定に基づく事業の準備のための立入許可等に関すること。 (15) 公共事業の施行に伴う用地取得等の支援に関すること。 (16) 土地造成事業等における積算、工事監督、検査業務等の技術的支援に関すること。 |
|---------|---|

第6条の表土木交通部の部道路整備課の款中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 街路事業に関すること（認可に関することを除く。）。

第6条の表土木交通部の部都市計画課の款第10号中「こと」の右に「（認可に関することに限る。）」を加え、同部流域政策局の款広域河川政策室の項を次のように改める。

| | |
|-------|---|
| 河港管理室 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 局内の庶務に関すること。 (2) 河川および港湾の指定、変更および廃止に関すること。 (3) 河川および港湾の管理に関すること。 (4) 港湾の活性化に関すること。 (5) 砂利採取計画（河川およびその保全に係る区域内ならびに河川予定地内の砂利に限る。）に関すること。 (6) 水利使用に関すること。 (7) 公有水面埋立免許に関すること。 (8) 国有財産（河川法に基づくものに限る。）の管理に関すること。 (9) 琵琶湖の不法占用対策に関すること。 (10) プレジャーボートの係留保管に関すること。 |
| 河港事業室 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 河川および港湾の調査および計画に関すること。 |

| |
|-------------------------|
| (2) 水防災意識社会再構築の総括に関する事。 |
| (3) 淀川水系河川整備計画に関する事。 |
| (4) 琵琶湖淀川の流域管理に関する事。 |
| (5) 河川および港湾の事業に関する事。 |
| (6) 河川環境に関する事。 |
| (7) 総合的な土砂の管理に関する事。 |
| (8) その他河川および港湾に関する事。 |

第6条の表土木交通部の部流域政策局の款河川・港湾室の項を削る。

第9条の表土木事務所の款管理調整課の項第19号中「、土地区画整理法および宅地造成及び特定盛土等規制法」を「および土地区画整理法」に改める。

第11条の表琵琶湖環境科学センターの款管理部の項中「管理係、企画係」を削る。

付 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、この規則の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

| | |
|----------------------------|------------------------------|
| 琵琶湖環境部循環社会推進課資源循環推進係長 | 琵琶湖環境部循環社会推進課サーキュラーエコノミー推進係長 |
| 健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係長 | 健康医療福祉部医療政策課医師確保係長 |
| 土木交通部技術管理課技術管理・支援係長 | 土木交通部技術管理課技術管理係長 |
| 土木交通部住宅課宅地係長 | 土木交通部住宅課宅地盛土係長 |
| 土木交通部建築課建築指導室住まいの安全対策係長 | 土木交通部建築課建築指導室建築安全係長 |
| 土木交通部流域政策局広域河川政策室室長補佐 | 土木交通部流域政策局河港事業室室長補佐 |
| 土木交通部流域政策局広域河川政策室企画・計画係長 | 土木交通部流域政策局河港事業室広域河川政策係長 |
| 土木交通部流域政策局流域治水政策室防災係長 | 土木交通部流域政策局流域治水政策室水防・防災係長 |
| 土木交通部流域政策局河川・港湾室河川環境係長 | 土木交通部流域政策局河港事業室河川環境係長 |
| 土木交通部流域政策局水源地域対策室事業・ダム管理係長 | 土木交通部流域政策局水源地域対策室ダム係長 |

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第17号

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則（令和4年滋賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

本則中「江島宏治」を「東勝」に改める。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第18号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則（昭和55年滋賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第147号から第150号までを次のように改める。

- (147) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。第149号において同じ。）（牛肉に係るものを除く。）の発行（と畜場、食鳥処理場、併設食品営業施設および特定の食品等製造等施設に係るものを除く。）

(148) 同法第53条第2項の規定による必要な報告の徴収等、立入調査および質問(牛肉に係るものを除く。)(と畜場、食鳥処理場、併設食品営業施設および特定の食品等製造等施設に係るものを除く。)

(149) 同法第53条第5項の規定による輸出証明書(牛肉に係るものを除く。)の発行の取消し(と畜場、食鳥処理場、併設食品営業施設および特定の食品等製造等施設に係るものを除く。)

(150) 削除

第9条第32号の2中「(令和元年法律第57号)」を削り、「輸出証明書」の右に「(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第4条第1号に掲げるものに限る。第32号の4において同じ。)」を加え、「関するもの」を「係るもの」に改め、同条第32号の3の次に次の1号を加える。

(32)の4 同法第53条第5項の規定による輸出証明書(牛肉に係るものに限る。)の発行の取消し

第16条第112号中「第35条第3項」を「第30条第3項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「および第3号」を「および第2号」に改め、同条第113号中「第3号」を「第2号」に、「第35条第3項」を「第30条第3項」に改め、同条第124号の2、第142号、第143号、第144号の2および第144号の3中「第3号」を「第2号」に改め、同条第149号から第155号までを次のように改める。

(149)から(155)まで 削除

第16条第160号から第163号までおよび第182号から第184号までの規定中「第3号」を「第2号」に改め、同条第188号中「第8条」を「第7条」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第189号および第190号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第11条」を「第13条」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第191号から第193号までを削り、同条第194号中「第17条第1項および第21条第1項ならびに附則第3条第10項」を「第15条第1項」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第195号および第196号を削り、同条第197号中「第34条第1項および第36条第1項」を「第29条第1項および第31条第1項」に、「第29条」を「第28条」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第198号中「第34条第1項および第36条第1項」を「第29条第1項および第31条第1項」に、「第29条」を「第28条」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第199号中「第37条」を「第32条」に改め、同条第200号中「第39条および第42条」を「第34条」に、「第197号および次号」を「第192号」に改め、同条第201号から第203号までを削り、同条第204号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第3号」を「第2号」に改め、同条第196号とする。

付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に規定する講ずべき措置に係る改正前の第16条第191号から第193号まで、第195号、第196号および第201号から第203号までに規定する事務については、なお従前の例による。

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第19号

滋賀県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の職の設置に関する規則(昭和49年滋賀県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表用地対策室長の項を削り、同表広域河川政策室長の項中「広域河川政策室長」を「河港管理室長」に、「広域河川政策室の」を「河港管理室の」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|-------|---------------------------|
| 河港事業室長 | 流域政策局 | 局長の指揮監督を受け、河港事業室の事務を掌理する。 |
|--------|-------|---------------------------|

第3条第1項の表河川・港湾室長の項を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第20号

滋賀県職員の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の標準的な職に関する規則(平成28年滋賀県規則第60号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「コンプライアンス推進監」の右に「、国スポ・障スポ大会局長」を加え、「本部長および」を「本部長ならびに美術館および」に改め、「、国スポ・障スポ大会局長」を削り、「大津土木事務所、政策研修センター」の右に「、琵琶湖環境科学研究センター、工業技術総合センター」を加え、「、美術館の館長、琵琶湖環境科学研究センターの所長」および「、原子力防災室長」を削り、「県民情報室長」の右に「、財産活用推進室長」を加え、「、美の魅力発信推進室長」を削り、「農業基盤管理推進室長」の右に「、高速・幹線道路推進室長」を加え、「広域河川政策室長」を「河港管理室長、河港事業室長」に改め、「、河川・港湾室長」および「、南部環境事務所」を削り、「リハビリテーションセンター、工業技術総合センター」を「リハビリテーションセンター」に改め、「副地域防災危機管理監」の右に「、原子力防災室長」を加え、「財産活用推進室長」を「美の魅力発信推進室長」に改め、「、用地対策室長、高速・幹線道路推進室長」、「(南部環境事務所を除く。)」および「、土木事務所(長浜土木事務所木之本支所を除く。)」を削り、「琵琶湖博物館の課長」の右に「、土木事務所の課長(長浜土木事務所木之本支所の課長(管理課長を除く。))」を加え、「、長浜土木事務所木之本支所および」を「および」に改め、「美術館の課長」の右に「、長浜土木事務所木之本支所の課長(管理課長を除く。))」を加える。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第1号

行幸啓室設置規程(令和6年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条中「総務部」を「総務部人事課」に改める。

付 則

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日の前日に行幸啓室の主査を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、人事課行幸啓室の主査を命ぜられたものとする。
- 3 この訓令の施行の日の前日に行幸啓室に勤務を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、人事課行幸啓室に勤務を命ぜられたものとする。

滋賀県訓令第2号

滋賀県副知事の担任意務に関する規程(令和4年滋賀県訓令第39号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条第2号中「副知事江島宏治」を「副知事東勝」に改め、同号ウ中「次に掲げるものに限る」を「高等教育振興課、大学連携推進室、国際課、県民活動生活課および統計課に関するものを除く」に改め、同号ウ(7)および(イ)を削り、同条第3号ア中「次に掲げるものに限る」を「高等教育振興課、大学連携推進室、国際課、県民活動生活課および統計課に関するものに限る」に改め、同号ア(7)および(イ)を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第3号

滋賀県事務決裁規程(昭和55年滋賀県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表(1)本庁共通決裁事項の表27の部9の項を次のように改める。

| | | | |
|-------------------------|--|----|--|
| 9 物品の取得、管理および処分ならびに出納命令 | | 課長 | |
|-------------------------|--|----|--|

別表(1)本庁共通決裁事項の表27の部9(1)の項および9(2)の項を削る。

別表(2)地方機関共通決裁事項の表102の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|---------------------------|----|----|----|------|--|--|
| 102 物品の取得、管理および処分ならびに出納命令 | 所長 | 所長 | 所長 | 機関の長 | | |
|---------------------------|----|----|----|------|--|--|

別表(2)地方機関共通決裁事項の表103の項を削る。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第4号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第1号中「330,000円」を「360,000円」に改める。

付則第2項中「は、別表」を「(条例第10条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する第2号会計年度任用職員に係るものに限る。)は、別表」に、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「100分の101.703」に改め、同項各号を削る。

別表(4)の項中「子どもの育ち学び支援課」を「子どもの権利室」に改める。

付 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告

示

滋賀県告示第137号

平成12年滋賀県告示第356号(公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職員の職のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い職の指定)の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1第1号中「主席参事の項」を「主席企画員の項」に、「水源地域対策室長の項」を「砂防室長の項」に改める。

付 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。